

※各項目の番号〔①～⑥〕は、問い合わせ先(下欄参照)を表しています。不明な点や詳細につきましては、各担当課へお問い合わせください。

制服について ① 中学校および義務教育学校後期課程には学校指定の制服・ジャージ等が、市立函館高等学校には学校指定のジャージがあります。幼稚園、小学校および義務教育学校前期課程にはありません。	卒業式等の服装 ② 卒業式や入学式などの儀礼的な行事においては、子どもの成長にあった、その場にふさわしい、華美にならない服装で参加させてください。	1人1台端末の活用 ① 小・中学校および義務教育学校で、1人1台端末を活用した学習を進めています。日常の学習道具として、端末を家庭に持ち帰って学習するなどの活用も進んでいます。	学校生活	特認校について ① 特認校は、住所を変更することなく、通学区外から通うことができる学校です。豊かな自然と少人数によるふれあいっぱいの小規模校で、地域の特性を生かした教育活動を行います。	他の市町村に転出(引っ越し)するときの手続き ① 転入先の市町村教育委員会で手続き後、在学している学校から発行された関係書類を、転入先の学校に提出してください。	指定する校区の学校以外への通学 ① 個々の事情により、指定する校区以外の学校への通学が認められる場合があります。
通学かばんの取扱い ② 一部の学校を除き、指定の通学かばんはありません。ランドセルなど、保護者の判断により、児童生徒の体格や学用品等に合わせたものを使用してください。	暑さ対策について ② 暑さが予想される日には、こまめな水分補給と、健康観察を行い、暑さ指数(WBGT)を用いて、運動や活動内容の見直しなどを行っています。	給食費の納入 ③ 給食費の納入は、ゆうちょ銀行口座からの自動払い込みとなっていますので、申込手続きをお願いします。手続き方法については、各学校にお問い合わせください。		荒天時の連絡 ① 台風や暴風雪などにより、臨時休校や一斉下校となる場合などは、各学校から保護者あてにメールなどによる連絡があります。日ごろから、危険発生時の身を守る行動や連絡先を親子で話し合しましょう。	就学援助 ③ 経済的に困りの小・中学校および義務教育学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費・給食費・修学旅行費など就学に必要な費用の援助を行っています。申請は学校経由となりますので、在籍校へお問い合わせください。	放課後児童クラブ(学童保育所) 保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、健全な育成を図るため放課後児童クラブ(学童保育所)を開設しています。校区内のクラブについては、市HPや子ども未来部子ども健やか育成課へ、申込み方法や利用料等の詳細は、各クラブへ直接、お問い合わせください。
子どもの悩み相談電話 ⑥ 子どもが健やかに成長していくための一助として、いじめや不登校などをはじめ、勉強や友達関係の不安などについて、困っていることがありましたら、お気軽に学校や子どもの悩み相談電話などにご相談ください。保護者からの子育てに関する悩みについてもご相談いただけます。	こころの相談員 月～金 8:45～17:30 57-3009 57-6644 ＜南北海道教育センター＞ 月～金 8:45～17:30 57-8251 ＜子どもなんでも相談110番＞ 月 8:45～19:00 火～金 8:45～17:30 32-3192 ※子ども専用ダイヤル※ 0800-800-0879	SNS等での不適切な書き込み等の通報 ② SNS等インターネット上での有害な情報や不適切な書き込み等を見つけた場合は、専用サイトからすぐに通報してください。	困ったときは	児童虐待に係る関係機関との連携 ② 虐待を受けていると思われる児童生徒を見つけたとき、または疑われるときは、ご連絡ください。	就学援助 ③ 経済的に困りの小・中学校および義務教育学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費・給食費・修学旅行費など就学に必要な費用の援助を行っています。申請は学校経由となりますので、在籍校へお問い合わせください。	放課後児童クラブ(学童保育所) 保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、健全な育成を図るため放課後児童クラブ(学童保育所)を開設しています。校区内のクラブについては、市HPや子ども未来部子ども健やか育成課へ、申込み方法や利用料等の詳細は、各クラブへ直接、お問い合わせください。
学校における働き方改革 ④ 教職員が、子どもと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うことができるよう、働き方改革を進めています。ご理解とご協力をお願いいたします。	教職員の勤務時間 8:00～16:30 (うち休憩時間 15:35～16:20) ※学校によって異なります。	部活動について ⑤ 令和7年度(2025年度)から運動部6種目で拠点校方式による部活動を実施しています。拠点校方式とは、拠点とする中学校を活動場所と定め、在籍校に希望する部活動がない場合や人数が少ない場合、専門的な指導ができる顧問がいない場合に、拠点となる学校が受け入れる方式です。詳細は在籍校へお問い合わせください。		その他	サポートベース函館 ⑥ 「なんとなく学校に行けない」「学校には気持ちは向かないけど勉強が心配」等、学校以外の居場所がほしい小・中学生を幅広く受け入れ、一人ひとりの状況にあった支援を行います。ご利用に際しては、まずはこちらへご連絡ください。	コミュニティ・スクール ⑤ 子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校」の実現に向けて、地域住民や保護者、教職員等からなる「学校運営協議会」を、全ての幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校に設置しています。
留守番電話(応答メッセージ)による運用について 下記の時間を基本としながら、各学校の状況に応じて応答メッセージ(録音はできません)による運用をしています。		★部活動の活動方針★ 【活動時間】平日:2時間程度 土日:3時間程度 【休養日】平日1日以上、土日1日以上の週当たり2日以上および学校閉庁日	サポートベース函館 ⑥ 子どもの心理的なケアを行う専門職であるスクールカウンセラー(SC)や、学校・家庭・地域の連携を図る専門職であるスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置しています。		SC・SSWの配置 ⑥ 子どもの心理的なケアを行う専門職であるスクールカウンセラー(SC)や、学校・家庭・地域の連携を図る専門職であるスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置しています。	市立学校行事予定 ※幼稚園、高等学校を除く

■問い合わせ先■ 函館市教育委員会 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 市役所5階 8:45～17:30 (土日・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)

- | | | |
|---|--|---|
| ① 学校教育課(21-3553)
＞児童生徒の転入学、学級編成、特認校 など | ② 教育指導課(21-3557)
＞教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導 など | ③ 保健給食課(21-3547、21-3548)
＞学校の保健安全、学校給食の運営、就学援助 など |
| ④ 教職員課(21-3555)
＞教職員の人事・服務、業務改善 など | ⑤ 教育政策課(21-3523)
＞教育振興基本計画*、地域連携、コミュニティ・スクール、部活動地域移行 など | ⑥ 南北海道教育センター(57-8251) ※湯川町3丁目38番38号
＞教育に関わる専門的事項等の調査研究、教員の研修、教育相談 など |

*本市では、函館市教育振興基本計画(2018年策定、2023年改訂)に基づき、教育施策の総合的・計画的な推進を図っています。※詳細は市HPをご覧ください。